



山形県公報

平成20年3月4日(火)
第1922号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                        |           |        |
|--------------------------------------------------------|-----------|--------|
| 山形県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則.....                           | (健康福祉企画課) | ...276 |
| 山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則..... | (同)       | ... 同  |
| 山形県柔道整復師法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....                      | (同)       | ... 同  |
| 山形県採石法施行細則の一部を改正する規則.....                              | (産業政策課)   | ...277 |
| 山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則.....                         | (農政企画課)   | ... 同  |
| 山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....                  | (同)       | ...278 |

### 告 示

|                                  |               |        |
|----------------------------------|---------------|--------|
| 国土調査の成果の認証.....                  | (農村計画課)       | ... 同  |
| 同 .....                          | (同)           | ...279 |
| 同 .....                          | (同)           | ... 同  |
| 同 .....                          | (同)           | ... 同  |
| 同 .....                          | (同)           | ... 同  |
| 同 .....                          | (同)           | ...280 |
| 県営土地改良事業に係る換地処分.....             | (最上総合支庁農村整備課) | ... 同  |
| 入会林野整備計画認可申請適当の決定.....           | (村山総合支庁森林整備課) | ... 同  |
| 県道の供用の開始.....                    | (村山総合支庁建設総務課) | ...281 |
| 県証紙売りさばき人の指定.....                | (出納局)         | ... 同  |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (同)           | ... 同  |

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|-----------------------------|---|

### 公 告

|                               |                 |        |
|-------------------------------|-----------------|--------|
| 平成20年度山形県保育士試験の実施.....        | (児童家庭課)         | ...282 |
| 一般競争入札の公告.....                | (鶴岡乳児院)         | ... 同  |
| 平成20年度前期技能検定の実施.....          | (雇用労政課)         | ...283 |
| 平成20年度随時実施技能検定の実施.....        | (同)             | ...288 |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | (置賜総合支庁農業振興課)   | ...289 |
| 一般競争入札の公告.....                | (庄内総合支庁庄内空港事務所) | ... 同  |
| 同 .....                       | (同)             | ...290 |
| 同 .....                       | (同)             | ...291 |
| 同 .....                       | (公安委員会)         | ...292 |
| 同 .....                       | (同)             | ...293 |
| 同 .....                       | (同)             | ...294 |
| 同 .....                       | (同)             | ...295 |
| 同 .....                       | (同)             | ...296 |

山形県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第13号

山形県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

山形県歯科技工士法施行細則(昭和30年10月県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第24条の規定により歯科技工所の開設者に対し構造設備の改善を命ずること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第2項第1号中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 法第24条の規定による歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善の命令に関すること

山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第14号

山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則(昭和49年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第8条第1項の規定により施術者に対し必要な指示をすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第4項第1号中ホをへとし、二をホとし、八を二とし、口を八とし、同号イ中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下この項において「法」という。)」を「法」に改め、同号中イを口とし、同号にイとして次のように加える。

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下この項において「法」という。)第8条第1項の規定による施術者に対する必要な指示に関すること

山形県柔道整復師法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第15号

山形県柔道整復師法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県柔道整復師法の施行に関する規則(昭和49年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第18条第1項の規定により柔道整復師に対し必要な指示をすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項委任事項の欄第5項第1号中八を二とし、口を八とし、同号イ中「柔道整備師法(以下この項において「法」という。)」を「法」に改め、同号中イを口とし、同号にイとして次のように加える。  
イ 柔道整備師法(以下この項において「法」という。)第18条第1項の規定による柔道整備師に対する必要な指示に関すること

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第16号

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則

山形県採石法施行細則(昭和46年10月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の3第2項第5号」を「第8条の3第2項第6号」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「(申請人又は承継人が法人である場合)

誓 約 書 を

私は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。」

「(申請人又は承継人が法人である場合)

誓 約 書 に改め、

当法人は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。」

同様式に注書として次のように加える。

(注)署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第2号中「私は、採石法第32条の4第1項第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約します。」を

「誓 約 書 に、「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式に注書として次のように加える。

(注)署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第3号中「4 最終学校名及び卒業年月日」を削り、「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の注書を同注書第1号とし、同注書に次の1号を加える。

(2)署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式の注書を同注書第1号とし、同注書に次の1号を加える。

(2)署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第5号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、同様式に注書として次のように加える。

(注)署名した場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第17号

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農業大学校条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「(別記様式第1号)」を削り、同条第1号中「(別記様式第2号)」を削る。

第9条中「(別記様式第3号)」を削る。

第12条中「終了した」を「修了した」に改め、「(別記様式第4号)」を削り、同条の次に次の1条を加える。  
(専門士)

第12条の2 所定の課程を修了した者は、専門士(農業専門課程)と称することができる。  
別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第18号

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則(平成18年7月県規則第90号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

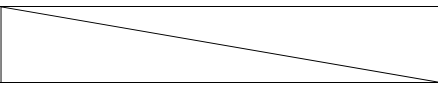
別記様式第2号中

|     |   |
|-----|---|
| 氏 名 | 印 |
| 住 所 |   |
| 氏 名 | 印 |

を

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
| 氏 名 |  |

に、

「 電話番号 」 を 「  」 に改める。

別記様式第3号中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

山形県告示第196号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成19年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字二藤袋及び大字延沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成20年2月26日

## 山形県告示第197号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成19年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字細野の一部
- 5 認証年月日  
平成20年2月26日

## 山形県告示第198号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
西川町
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年1月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西川町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字間沢及び大字綱取の各一部
- 5 認証年月日  
平成20年2月26日

## 山形県告示第199号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年1月10日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成20年2月26日

## 山形県告示第200号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称

## 最上町

- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成20年1月10日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成20年2月26日

## 山形県告示第201号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
小国町
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成20年1月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
小国町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字北、大字湯ノ花、大字西及び大字増岡の各一部
- 5 認証年月日  
平成20年2月26日

## 山形県告示第202号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営蔵岡地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第203号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、同法第3条の規定により宝田入会林野整備組合代表者海谷清から申請のあった入会林野整備計画について、その申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
宝田入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成20年3月5日から同年4月3日まで
- 3 縦覧の場所  
村山総合支庁  
山形市役所
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議のある者は、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに知事に申し出ることができる。

山形県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月4日から同月17日まで縦覧に供する。  
 平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市江南四丁目2番1から  
同 2番10まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月4日

山形県告示第205号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。  
 平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所              | 売りさばき所の所在地 | 指 定 年 月 日  |
|---------|------------------|------------|------------|
| 川 口 洋 子 | 東村山郡山辺町大字山辺218番地 | 同 左        | 平成20. 2.26 |

山形県告示第206号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 " 米沢中央支店 " 金池五丁目7番12号 " " " を

|              |               |     |       |
|--------------|---------------|-----|-------|
| " 米沢中央支店     | " 金池五丁目7番12号  | " " | に改める。 |
| " イオンタウン米沢支店 | " 下花沢二丁目5番41号 | " " |       |

附 則

この規程は、平成20年3月8日から施行する。

**病院事業局関係**

規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成20年3月4日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程  
 山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 負債勘定の項の表中

|   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 修繕引当金  |  |
| 2 | その他引当金 |  |

を

1 退職給与引当金

2 修繕引当金

3 その他引当金

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8 第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。  
平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日              | 時 間             | 場 所                     |
|-----|------------------|-----------------|-------------------------|
| 筆 記 | 平成20年8月7日（木）     | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市片谷地515<br>山形短期大学     |
|     | 平成20年8月8日（金）     | 午前9時30分から午後4時まで |                         |
| 実 技 | 平成20年10月13日（月）祝日 | 別途指定する。         | 天童市大字清池1559<br>羽陽学園短期大学 |

2 受験手続

受験申請書を平成20年4月1日（火）から平成20年5月13日（火）までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成20年5月13日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

3 その他

- (1) 平成20年保育士試験の案内を県庁及び各総合支庁において配布する。
- (2) 平成20年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引き請求」と朱書きした封筒に140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒（角型2号）を同封して、平成20年4月1日（火）から、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵送すること（申請書提出期限に間に合うためには、平成20年4月28日（月）までに手引きの請求をすること。）
- (3) 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120 - 4194 - 82）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県立鶴岡乳児院長 阿 部 善 孝

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市道形町49番6号 山形県立鶴岡乳児院ボランティア室



(2) 日 時 平成20年3月25日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油（JIS）55,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 鶴岡市道形町49番6号 山形県立鶴岡乳児院
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 鶴岡市内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市道形町49番6号 山形県立鶴岡乳児院庶務係 電話番号0235(22)1317

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月11日（火）午後4時までに山形県立鶴岡乳児院庶務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成20年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 技能検定の実施職種

- (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業         |
|---------|-----------------|
| 園 芸 装 飾 | 室 内 園 芸 装 飾 作 業 |

|         |                |
|---------|----------------|
| 造園      | 造園工事作業         |
| 鑄造      | 鑄鉄鑄物鑄造作業       |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業        |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |
|         | 高周波・炎熱処理作業     |
| 機械加工    | 普通旋盤作業         |
|         | フライス盤作業        |
|         | 平面研削盤作業        |
|         | 円筒研削盤作業        |
|         | 心無し研削盤作業       |
|         | ホブ盤作業          |
|         | 数値制御旋盤作業       |
|         | 数値制御フライス盤作業    |
|         | マシニングセンタ作業     |
|         | 精密器具製作作業       |
| 放電加工    | 数値制御形彫り放電加工作業  |
|         | ワイヤ放電加工作業      |
| 金属プレス加工 | 金属プレス作業        |
| 鉄工      | 構造物鉄工作業        |
| 建築板金    | 内外装板金作業        |
|         | ダクト板金作業        |
| 仕上げ     | 治工器具仕上げ作業      |
|         | 金型仕上げ作業        |
|         | 機械組立仕上げ作業      |

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 切 削 工 具 研 削     | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト       | コ ー ル ド チ ャ ン パ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て   | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て   | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備     | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 光 学 機 器 製 造     | 光 学 ガ ラ ス 研 磨 作 業             |
| 建 設 機 械 整 備     | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 家 具 製 作         | 家 具 手 加 工 作 業                 |
|                 | 家 具 機 械 加 工 作 業               |
| 建 具 製 作         | 木 製 建 具 手 加 工 作 業             |
|                 | 木 製 建 具 機 械 加 工 作 業           |
| 印 刷             | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 射 出 成 形 作 業                   |
| 石 材 施 工         | 石 張 り 作 業                     |
|                 | 石 積 み 作 業                     |
| と び             | と び 作 業                       |
| 左 官             | 左 官 作 業                       |
| タ イ ル 張 り       | タ イ ル 張 り 作 業                 |
| 畳 製 作           | 畳 製 作 作 業                     |
| 防 水 施 工         | ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業 |
|                 | ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業 |
|                 | セ メ ン ト 系 防 水 工 事 作 業         |
|                 | シ ー リ ン グ 防 水 工 事 作 業         |
|                 | F R P 防 水 工 事 作 業             |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|         | 鋼製下地工事作業        |
|         | ボード仕上げ工事作業      |
| 熱絶縁施工   | 保温保冷工事作業        |
| サッシ施工   | ビル用サッシ施工作業      |
| 表装      | 表具作業            |
|         | 壁装作業            |
| 塗装      | 建築塗装作業          |
|         | 金属塗装作業          |
| 広告美術仕上げ | 広告面ペイント仕上げ作業    |
|         | 広告面粘着シート仕上げ作業   |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業        |

(2) 3級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業        |
|---------|----------------|
| 園芸装飾    | 室内園芸装飾作業       |
| 造園      | 造園工事作業         |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業        |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |
|         | 高周波・炎熱処理作業     |
| 機械加工    | 普通旋盤作業         |
|         | フライス盤作業        |
|         | 平面研削盤作業        |
|         | 数値制御旋盤作業       |
|         | マシニングセンタ作業     |
| 仕上げ     | 機械組立仕上げ作業      |

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業             |
|               | 電 気 系 保 全 作 業             |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業         |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業 |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業           |

(3) 単一等級

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                         | 場 所                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成20年6月9日(月)から同年9月17日(水)までの間<br>において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                       | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成20年7月27日(日)<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾                                         |                    |
|         | 平成20年8月24日(日)<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理          |                    |
|         | 平成20年8月31日(日)<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ                 |                    |
|         | 平成20年9月7日(日)<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |                    |

4 受検手続

技能検定受検申請書を平成20年4月3日（木）から同月16日（水）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課（電話023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成20年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 技能検定の実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2388)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
山形おきたま農業協同組合  
東置賜郡川西町大字上小松978番地1
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高島町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び同郡飯豊町における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- 4 承認年月日  
平成20年2月20日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、庄内空港庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長 田 中 健 治

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 酒田市浜中字村東30-3 庄内総合支庁建設部庄内空港事務所車庫2階会議室
  - (2) 日 時 平成20年3月25日(火) 午前9時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 庄内空港庁舎清掃業務委託 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 清掃業務処理要領による。
  - (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
  - (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (5) 庄内総合支庁管内に本店又は営業所等を有していること。
  - (6) 800㎡以上の建築物において、過去5年以内に2(1)の役務と同等の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が20年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものと見なす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市浜中字村東30-3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係 電話番号0234-92-4123

## (2) 入札説明書の交付場所等

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月13日(木)午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、庄内空港警備業務(日中警備強化・夜間警備及び電源局舎機械警備業務)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長 田 中 健 治

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市浜中宇村東30-3 庄内総合支庁建設部庄内空港事務所車庫2階会議室

(2) 日 時 平成20年3月25日(火) 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

庄内空港警備業務委託(日中警備強化・夜間警備及び電源局舎機械警備業務) 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 警備業法第4条に定める警備業の認定を受けていること。山形県公安委員会以外の都道府県公安委員会から認定を受けている場合は、警備業法第9条の届出を山形県公安委員会に届出ていること。また、警備業法第40条の機械警備業務の届出を山形県公安委員会に届出ていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等



酒田市浜中字村東30 - 3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係 電話番号0234 - 92 - 4123

(2) 入札説明書の交付場所等

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月13日(木)午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係に提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油(配達)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長 田 中 健 治

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市浜中字村東30 - 3 庄内総合支庁建設部庄内空港事務所車庫2階会議室

(2) 日 時 平成20年3月26日(水) 午前9時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油(配達) 17,400リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間及び納入方法 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を配達し、給油すること。

(4) 納入場所 酒田市浜中字村東30 - 3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所消防除雪車庫

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりの軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(5) 庄内総合支庁管内に本店又は営業所等(セルフ式ガソリンスタンドを除く)を有していること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受

けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局

酒田市浜中宇村東30-3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係 電話番号0234-92-4123

(2) 入札説明書の交付場所等

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月13日(木)午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約にかかる予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、敷地管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)

(2) 日 時 平成20年3月25日(火) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター敷地管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であって、県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有する者。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1,300(山形県総合交通安全センター)

山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月14日(金)午後3時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、米沢警察署庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

米沢警察署長 齊 藤 智 明

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署 会議室
- (2) 日 時 平成20年3月25日(火) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称 米沢警察署庁舎清掃業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が本年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものと見なす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署会計課 電話番号0238-26-0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の

2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月13日(木)午前11時までに米沢警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及び再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機による複写サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県鶴岡警察署長 石川 昭 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市道形町20番40号 鶴岡警察署 4階会議室
- (2) 日 時 平成20年3月27日(木) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
電子複写機による複写サービス  
デジタル電子複写機 4台  
予定数量 2,340,000枚(年間780,000枚)
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 納入場所 鶴岡警察署
- (5) 入札方法 1枚当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 庄内地区に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署会計課 電話番号0235-28-0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の

2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年3月14日(金)午後1時までに山形県鶴岡警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、南陽警察署庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

山形県南陽警察署長 伊 藤 宗 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 南陽市栲塚1618 南陽警察署 会議室
- (2) 日 時 平成20年3月25日(火) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称 南陽警察署庁舎清掃業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び南陽警察署庁舎清掃作業基準仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されている者(同条第2項により公所長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めた者を含む。)であって、山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (5) 調達役務を履行する場所となる施設と同様の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があること。なお、現に調達役務と同種の役務を履行している場合にあつて、当該役務の履行期間が平成20年3月末日までに終了するときは実績を有するものとみなす。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
南陽市栲塚1618 南陽警察署会計課 電話番号0238-50-0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を3月17日(月)までに南陽警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約については、山形県南陽警察署の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、南陽警察署空調設備保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月4日

南陽警察署長 伊藤 宗弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 南陽市栲塚1618 南陽警察署 会議室
- (2) 日 時 平成20年3月27日（木）午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称 南陽警察署空調設備保守点検業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び空調設備保守点検業務仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 調達役務を履行する場所となる施設と同様の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務に係る契約期間が平成20年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

南陽市栲塚1618 南陽警察署会計課 電話番号0238 - 50 - 0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認書を3月17日（月）までに南陽警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県南陽警察署の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。